別紙１

住宅の応急修理にかかる工事例

１　応急修理の工事例

（１）壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）

（２）傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）

（３）破損した柱梁等の構造部材の取替

（４）浸水した床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。）

（５）浸水した壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修）

（６）壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）

（７）壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）

（８）壊れた給排気設備の取替

（９）上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）

（１０）電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。）

（１１）壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

（１２）屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

２　応急修理の基本的考え方

（１）今回の災害に起因する被害と直接関係のある修理のみが対象となる。

（例）〇　壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）

〇　壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。）

〇　割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスは複層ガラス（ペアガラス等）でも可）

×　古くなった壁紙の貼り替え

×　古くなった屋根葺き材の取り替え

（２）浸水した内装に関するものは対象として差し支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取り扱いとする。

・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損個所である場合は対象とする。

・壊れた壁の修理とともに断熱材・壁紙の補修を実施する場合には対象とする。

（例）×　単に古くなった畳や壁紙のみの補修（災害に起因しない修理は対象外）

（３）畳の部屋を床板の部屋にする等、修理の方法は代替措置でも可とする。

（例）〇　柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設

（４）エアコンや食器洗浄機等の家電製品は対象外である。

（５）靴箱、収納（床下収納含む）、仏間、床の間は修理の対象外である。

（６）障子や襖の張替えは修理の対象外（水害により、骨組みが破損や反りかえってしまった場合は対象となる。）

（７）トイレが２箇所以上ある場合で、１箇所は使用が可能な場合には対象外である。